

令和2年2月14日
京丹後市役所

職員の懲戒処分について

- 1 処分理由 職務怠慢及び信用失墜行為（地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号該当）

令和元年5月から11月までの間、業者への支払遅延及び未処理、スポーツクラブ等への還付金未処理、収入金調定遅延及び未処理など、不適切な財務事務処理（計66件）を行った。

- 2 処分内容 懲戒 戒告

- 3 処分年月日 令和2年2月14日

- 4 被処分者 教育委員会事務局 生涯学習課 主査 56歳 女性

- 5 その他 管理監督責任として、教育次長を口頭注意、生涯学習課長を文書訓告とした。

- 6 市長のお詫びの言葉

市職員がこのような行為を行いましたことは、誠に遺憾であり、関係の皆様、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。今後このようなことがないように、関係職員に十分注意し、一層の指揮監督に努めます。

- 7 教育長（任命権者）のお詫びの言葉

この度のことにつきまして、関係の皆様、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。この事態を重く受け止め、再発防止に取り組んでまいります。

お問い合わせ先
市長公室人事課
電話：0772-69-0150